



お茶の水女子大学学報

平成 15 年 3 月 1 日
お茶の水女子大学総務課

目 次

◇ 学 内 規 則

- ◎お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター設置準備委員会要項 2
- ◎お茶の水女子大学総合情報処理センター設置準備委員会要項 3
- ◎お茶の水女子大学科学研究費補助金の研究に係る研究支援者取扱要項の一部を改正する要項 4
- ◎お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則 5
- ◎お茶の水女子大学大学院学則の一部を改正する学則 5
- ◎お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程 6
- ◎お茶の水女子大学奨学寄附金受入規程の一部を改正する規程 7
- ◎お茶の水女子大学ウェブ・ページ運営規則 8
- ◎お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規 16

- ◇ 人 事 18

◇ 諸 報

- ◎第7回(第2期第2回)お茶の水女子大学運営諮問会議 21
- ◎お茶の水女子大学海外留学支援奨学金(奨励留学生)第1回授賞式 22
- ◎研修 23
- ◎レクリエーション行事 24

- ◇ 日 誌 25

学 内 規 則

○平成15年お茶の水女子大学規則第1号

お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター設置準備委員会要項を次のように定める。

平成15年1月21日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター設置準備委員会要項

(設置)

第1条 お茶の水女子大学に、お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター(以下「センター」という。)の設置に関する必要な事項を審議するため、お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター設置準備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 センターの管理運営の基本方針に関する事項
- 二 センターの研究計画の基本方針に関する事項
- 三 センター長、その他センターの教官人事に関する事項
- 四 センターに係る諸規程に関する事項
- 五 その他センターの設置準備に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 各学部長
- 四 大学院人間文化研究科長
- 五 附属図書館長
- 六 附属学校部長
- 七 事務局長
- 八 子どもの発達研究センター長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第3号に掲げる事項については、第3条第7号の委員は審議に加わらないものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、研究協力室が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成15年1月21日から施行する。
- 2 この要項は、センターが設置された日にその効力を失う。

○平成15年お茶の水女子大学規則第2号

お茶の水女子大学総合情報処理センター設置準備委員会要項を次のように定める。

平成15年1月21日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学総合情報処理センター設置準備委員会要項

(設置)

第1条 お茶の水女子大学に、お茶の水女子大学総合情報処理センター（以下「センター」という。）の設置に関する必要な事項を審議するため、お茶の水女子大学総合情報処理センター設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 センターの管理運営の基本方針に関する事項
- 二 センター長、その他センターの教官人事に関する事項
- 三 センターに係る諸規程に関する事項
- 四 その他センターの設置準備に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 各学部長
- 四 大学院人間文化研究科長
- 五 附属図書館長
- 六 附属学校部長
- 七 事務局長
- 八 情報処理センター長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第2号に掲げる事項については、第3条第7号の委員は審議に加わらないものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、研究協力室が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成15年1月21日から施行する。
- 2 この要項は、センターが設置された日にその効力を失う。

○平成15年お茶の水女子大学規則第3号

お茶の水女子大学科学研究費補助金の研究に係る研究支援者取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成15年2月27日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学科学研究費補助金の研究に係る研究支援者取扱要項の一部を改正する要項

お茶の水女子大学科学研究費補助金の研究に係る研究支援者取扱要項（平成13年9月25日制定）の一部を次のように改正する。

第6中「2月末日」を「末日」に改める。

附 則

この要項は、平成15年2月27日からする。

○平成15年お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

平成15年2月27日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学学則（昭和24年5月31日制定）の一部を次のように改正する。

第39条の次に次の一条を加える。

第39条の2 経済的理由によつて納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者で、学長に願い出たときは、入学料の徴収を猶予することがある。

2 入学料の徴収の猶予に関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、平成15年2月27日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

平成15年お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように定める。

平成15年2月27日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学大学院学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学大学院学則（昭和38年4月24日制定）の一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「授業料」を「入学料、授業料」に改める。

同条中「入学料の免除」の次に「、徴収猶予」を加え、「徴収猶予、分納、免除」を「免除、徴収猶予、分納」に改める。

附 則

この学則は、平成15年2月27日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

○平成15年お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年2月27日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程（昭和35年10月1日制定）の一部を次のように改正する。

「第2章 入学料の免除」を「第2章 入学料の免除及び徴収猶予」に改める。

第2条中「以下」の次に「この号において」を加える。

第33条を第36条とし、第13条から第32条までを三条ずつ繰り下げる。

第12条中「入学料の免除」の次に「又は徴収猶予」を加え、同条を第15条とする。

第11条中「入学料の免除」の次に「又は徴収猶予」を加え、「前条」を「第10条又は前条第1項」に改め、同条を第14条とし、同条に次の一項を加える。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除の許可をした者で、前条第2項に規定する期間内において死亡したことにより除籍した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

第10条の見出し中「入学料免除申請者」を「入学料免除、徴収猶予申請者」に改め、同条中「入学料の免除」の次に「又は徴収猶予」を、「その免除」の次に「又は徴収猶予」を加え、「入学料免除の不許可又は半額免除許可となつた者」を「入学料免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除許可となつた者（免除の不許可又は半額免除許可の後に徴収猶予申請をした者は除く。）」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の三条を加える。

（徴収の猶予）

第10条 入学料の徴収猶予は、学部及び大学院に入学する者（以下この条において「大学等に入学する者」という。）であつて、次の各号の一に該当する場合に当該学生の申請に基づき、学長が審査の上許可することができる。

一 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 入学前1年以内において、大学等に入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

（徴収猶予の申請手続）

第11条 徴収猶予の許可を申請する者は、申請書に理由書を添え所定の期日までに学長に提出するものとする。ただし、免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請ができるものとする。

（徴収猶予の期限）

第12条 入学料徴収猶予の期限は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

附 則

この規程は、平成15年2月27日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

○平成15年お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学奨学寄附金受入規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年2月27日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学奨学寄附金受入規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学奨学寄附金受入規程（平成2年10月24日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得たものを除く。

附 則

この規程は、平成15年2月27日から施行し、平成14年11月1日から適用する。

○平成15年お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学ウェブ・ページ運営規則を次のように定める。

平成15年2月27日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学ウェブ・ページ運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、お茶の水女子大学内（以下「学内」という。）からのインターネットを利用した情報発信を円滑かつ適正に運営するための公正なルールを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「部局」とは、各学部、大学院人間文化研究科、附属図書館、ジェンダー研究センター、生活環境研究センター、留学生センター、子ども発達教育研究センター、総合情報処理センター、各附属学校及び事務局（保健管理センターを含む。）をいう。

二 「サブ組織」とは、部局内の各組織（学科、専攻、講座、課等）をいう。

三 「お茶の水女子大学ウェブ・ページ（以下「お茶大ページ」という。）」とは、学内に置かれ、学内の機器及び回線等のインターネット関連設備によつて、情報を発信するウェブ・ページをいう。

四 「委員会ページ」とは、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の発意に基づき本学の専任教員（附属学校を含む。）、外国人教師及び事務官が職務上作成する情報を、お茶の水女子大学、部局及びサブ組織の名義のもとに発信するウェブ・ページをいう。

五 「研究室ページ」とは、委員会ページ以外のすべてのお茶大ページ（例えば研究室紹介ページ等）をいう。

六 「発信者」とは、学内の電子装置内にお茶大ページのウェブ・コンテンツを置き、不特定多数がそれを受信できる状態にした者（掲示板等への書き込みを行った者を含む。）をいう。

七 「責任者」とは、お茶大ページの管理運営を職務として行うために、本学によつて定められた者をいう。

八 「掲示板等の管理者」とは、ウェブ・コンテンツ内に掲示板等を設置し、制作者自身の著作物以外の情報を発信できる機能を提供した者をいう。

2 お茶大ページは、委員会ページと研究室ページから構成される。

3 本学は、お茶大ページの発信者に対する特定電気通信役務提供者（いわゆるプロバイダ等）である。

4 掲示板等の管理者は、当該掲示板等に書き込まれた情報の発信者に対する特定電気通信役務提供者である。

(法令等の適用)

第3条 お茶大ページの運営については、この規則に定めるもののほか、本学諸規程及び現行法令等の規定による。

(基本原則)

第4条 お茶大ページは、教育、研究及び社会貢献活動を支援する学術情報ネット

ワークとして、学内及び社会に対して、本学の教育、研究及び社会貢献等に関する情報を積極的にかつ広く公開又は発信することを目的として運営される。

- 2 すべてのお茶大ページの発信者は、この規則制定の趣旨と目的を尊重し、この規則を遵守しなければならない。

(対象プロトコル)

第5条 この規則が対象とする情報発信プロトコルは、次の各号に該当するものとする。

- 一 http, https
- 二 ftp

第2章 管理運営組織

(ホームページ運営委員会)

第6条 お茶の水女子大学ホームページ運営委員会(以下「大学HP運営委員会」という。)は、お茶大ページの管理及び運営を行う。

- 2 各部局はお茶の水女子大学部局ホームページ運営委員会(以下「部局HP運営委員会」という。)を、各サブ組織はお茶の水女子大学サブ組織ホームページ運営委員会(以下「サブ組織HP運営委員会」という。)をそれぞれ設置する。ただし、各部局が合同で一つの部局HP運営委員会を、サブ組織が合同で一つのサブ組織HP運営委員会を設置することを妨げない。

(ホームページ運営委員会の基本的責務)

第7条 大学HP運営委員会は、お茶の水女子大学名義(以下「大学名義」という。)で公開される委員会ページの作成、管理及び運営を行うとともに、研究室ページを含むお茶大ページ全体を統括する責務を負う。

- 2 部局及びサブ組織HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページの作成、管理及び運営を行うとともに、この規則によつて当該委員会が管轄するとされた研究室ページの円滑かつ適正な管理及び運営をこの規則に従つて公正に行う責務を負う。

(責任者)

第8条 各委員会ページの責任者は、当該委員会ページの管理運営を行うHP運営委員会の委員長とする。

- 2 各研究室ページには、責任者1名以上を適宜定める。
- 3 前2項の責任者となる資格を有する者は、本学の専任教官(附属学校を含む。)、外国人教師及び事務官とする。

(責任者の基本的責務)

第9条 各お茶大ページの責任者は、各HP運営委員会の決定その他の連絡事項等について、当該ページの発信者に対して連絡を行う。

- 2 各お茶大ページの責任者は、当該ページの発信者に対して、相談、助言及び勧告を行う。

第3章 委員会ページ

(委員会ページの公開)

第10条 HP運営委員会を持たない部局及びサブ組織は、当該部局及びサブ組織名義で委員会ページを公開することができない。

- 2 各委員会ページ内には、当該委員会ページの管理運営を行うHP運営委員会の名称、責任者の氏名、責任者の電子メールアドレス及び掲載日を明記しなくてはならない。

(大学名義で公開される委員会ページ)

第11条 大学名義で公開される委員会ページの内容の改訂は、大学HP運営委員

会の承認を受けた者のみが行うことができる。

- 2 前項の改訂にあたっては、速やかに大学HP運営委員会委員長にその改訂内容の承認を受けるものとする。

(各ホームページ運営委員会間の関係)

第12条 各HP運営委員会が当該組織名義で委員会ページを公開する場合は、当該組織の上位組織HP運営委員会に連絡し、この規則に従って公開する。

- 2 各HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページから、当該組織の下位組織名義で公開される委員会ページ(以下「下位委員会ページ」という。)へリンクを張る。

- 3 各HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページからリンクが張られている下位委員会ページの形式と内容に関し、当該下位組織のHP運営委員会に対して、必要な調査を指示し、是正又は改善を勧告できる。

- 4 下位組織のHP運営委員会は、前項の指示に従って速やかに調査を行い、又は必要に応じて自発的に調査を行い、調査結果を遅滞なく上位組織のHP運営委員会に報告するとともに、勧告に従って適切な是正又は改善を行わなければならない。

- 5 大学HP運営委員会は、緊急の必要がある場合は、学内のあらゆるHP運営委員会に対して、委員会ページに関する必要な調査を直接指示し、是正又は改善を勧告できる。当該HP運営委員会は、指示に従って速やかに調査を行い、調査結果を遅滞なく大学HP運営委員会に報告するとともに、勧告に従って適切な是正又は改善を行わなければならない。

(委員会ページのリンク消去)

第13条 大学HP運営委員会を除く各HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページからリンクが張られている下位委員会ページが次の各号のいずれかに該当する場合には、協議のうえ、当該下位委員会ページへのリンクを消去できる。ただし、その旨を速やかに、当該組織の上位組織HP運営委員会に報告しなければならない。

- 一 当該委員会ページの管理運営を行うHP運営委員会の名称、責任者の氏名、責任者の電子メールアドレス及び掲載日が明記されていないもの
- 二 その内容に関する是正又は改善勧告が発せられたにもかかわらず、勧告に従った是正又は改善が見られないもの

- 2 前項に定める措置を行う場合には、同項各号の該当箇所等を明示し、判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。

(委員会ページ内のウェブ・コンテンツの削除)

第14条 大学HP運営委員会を除く各HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページからリンクが張られている下位委員会ページ又は前条によりリンクを消去した下位委員会ページのウェブ・コンテンツの内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、協議のうえ、当該ウェブ・コンテンツを、技術的に可能な最低必要限度内で削除することを決定できる。ただし、大学HP運営委員会の承認を得るまでは、その削除を実行することはできない。

- 一 現行刑事法規に抵触する疑いがあるもの
- 二 差別表現などの人権侵害の疑いがあるもの
- 三 社会的・倫理的に明らかに有害と認められるもの
- 四 不当な権利侵害等の恐れがあると認められるもの
- 五 現行行政法規に抵触する疑いがあるもの
- 六 商行為や政治・宗教活動を目的とするもの

七 そのほか、この規則制定の趣旨と目的に反するなどの理由で、削除する必要性があると特に認められるもの

2 前項各号の内容的判断及び措置実行に際しては、第32条に規定する運用指針（以下「運用指針」という。）を参照するものとする。

3 前2項に定める措置の決定を行う場合には、第1項各号の該当箇所及び運用指針の参照箇所を明示し、判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。

（委員会ページに関わる第三者からの指摘・申出）

第15条 委員会ページに関する第三者からの指摘等又は権利侵害等の申出があつた場合は、当該委員会ページの管理運営を行うHP運営委員会が第一次的に対応し、当該組織の上位組織HP運営委員会に経過及び結果を報告するものとする。

2 前項にいう上位組織HP運営委員会は、下位委員会ページについての当該下位組織HP運営委員会の対応を監督し、状況に応じて自ら対外的交渉を行う。

3 大学HP運営委員会は、委員会ページに関わる第三者からの申出及び紛争全般を統括的に監督し、状況に応じて自ら対外的交渉を行う。

4 この条に定めるところについては、運用指針を適宜参照するものとする。

第4章 研究室ページ

第1節 研究室ページに関する大学の権限

（ホームページ運営委員会の管轄）

第16条 研究室ページの責任者が所属するサブ組織のHP運営委員会は、当該研究室ページを第一次的に管轄する。

2 前項において、該当するサブ組織HP運営委員会が存在しないときは、研究室ページの責任者が所属する部局のHP運営委員会が、当該研究室ページを第一次的に管轄する。

3 研究室ページの責任者が大学院人間文化研究科の専任教官であつて、かつ特定の学部の非常勤講師であるときは、当該教官が非常勤講師を勤める学部内のサブ組織HP運営委員会が当該研究室ページを第一次的に管轄することを妨げない。

（ホームページ運営委員会の権限）

第17条 研究室ページを公開する場合は、当該研究室ページを第一次的に管轄するHP運営委員会に申請し、この規則に従つて公開する。

2 各HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページから、当該委員会が第一次的に管轄する特定の研究室ページリンクを張る。

3 各HP運営委員会は、必要な場合は、この規則に定める手続に従つて、当該委員会が第一次的に管轄する特定の研究室ページの委員会ページからのリンク消去の措置又は技術的に可能な最低必要限度内でのウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることができる。

（免責条項）

第18条 この規則の定める手続に従つて委員会ページからのリンクを消去した研究室ページの内容に関しては、本学は、当該ウェブ・コンテンツの情報発信によつて権利を侵害されたとする者に対して、原則的に民事責任を負わないものと推定する。

2 この規則の定める手続に従つて講ぜられたリンク消去の措置又はウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置に関しては、本学は、当該ウェブ・コンテンツの発信者に対して、原則的に民事責任を負わないものと推定する。

（著作権）

第19条 各研究室ページのウェブ・コンテンツの著作権は、本学には帰属しな

い。

第2節 研究室ページの公開条件と内容規制

(公開条件)

第20条 各研究室ページ内には、当該ページの責任者の氏名、責任者の電子メールアドレス及び掲載日を明記しなくてはならない。責任者及びその連絡先を特定できないような方法で、研究室ページを公開することは禁止する。

2 前項の規定に反する研究室ページについては、理由を明示したうえで、当該研究室ページを第一次的に管轄するHP運営委員会がウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることができる。

(内容規制その1)

第21条 各HP運営委員会は、第三者からの指摘等に基づいて、又は必要に応じて自発的に、当該委員会が第一次的に管轄する特定の研究室ページのウェブ・コンテンツが、次の各号のいずれかに該当するかどうかを点検及び審査することができる。

- 一 現行刑事法規に抵触する疑いがあるもの
- 二 差別表現などの人権侵害の疑いがあるもの
- 三 社会的・倫理的に明らかに有害と認められるもの
- 四 不当な権利侵害等の恐れがあると認められるもの
- 五 現行行政法規に抵触する疑いがあるもの
- 六 商行為や政治・宗教活動を目的とするもの

2 前項各号の内容的判断に関しては、運用指針を参照するものとする。

(是正又は改善勧告)

第22条 当該HP運営委員会は、前条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、原則として、当該研究室ページの責任者に対して、是正又は改善勧告を行わなければならない。ただし、特段の切迫性又は緊急性があると明白に判断されるような極めて例外的な場合に、正当防衛、緊急避難又は正当業務行為として、リンク消去又はウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることを妨げない。

2 前項にいう勧告に際しては、前条第1項各号の該当箇所及び運用指針の参照箇所を明示し、当該研究室ページの責任者に対して判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。

3 第1項にいう勧告に際しては、当該HP運営委員会は責任者又は発信者と、意見照会及び十分な協議を必ず行い、双方の十分な意思疎通を図るなどできる限り誠実な交渉に努めなければならない。

4 この条に関わる手続に関しては、運用指針に従うものとする。

(内容規制その2)

第23条 第21条に定めるところのほか、各HP運営委員会は、第三者からの指摘等に基づいて、又は必要に応じて自発的に、当該委員会が第一次的に管轄する特定の研究室ページのウェブ・コンテンツが、この規則制定の趣旨と目的に反するなどの理由で、特に是正又は改善の必要があると認められるかどうかを点検及び審査することができる。

2 前項の点検及び審査に際しては、特に運用指針に定める手続を忠実に遵守し、是正又は改善の必要性の判断に当たっては運用指針を参照して十分吟味を重ね、最大限の慎重を期さなければならない。

3 前2項にいう点検及び審査の結果に基づいて、当該HP運営委員会は、当該研究室ページの責任者に対して、是正又は改善勧告を行うことができる。

- 4 前項の勧告に際しては、運用指針の参照箇所を明示するなどによつて、当該研究室ページの責任者に対して判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。
- 5 第3項にいう勧告に際しては、当該HP運営委員会は責任者又は発信者と、意見照会及び十分な協議を必ず行い、双方の十分な意思疎通を図るなどできる限り誠実な交渉に努め、特に責任者又は発信者の意見表明の機会を十分保障しなければならない。
- 6 この条に関わる手続に関しては、運用指針に従うものとする。
(強行措置)

第24条 前条までにいう手続を踏んでもなお、勧告に従った内容の是正・改善が見られないときは、当該HP運営委員会は、協議のうえ、当該研究室ページのリンク消去の措置又は技術的に可能な最低必要限度内でのウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることを決定できる。ただし、これらの強行措置の実行には、当該HP運営委員会の上位組織HP運営委員会の承認を必要とする。

- 2 前項の措置決定に際しては、この規則の該当条項及び運用指針の参照箇所等を明示し、当該研究室ページの責任者に対して判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。
- 3 当該研究室ページの責任者は、第1項の措置決定に関して不服のあるときは、当該HP運営委員会の上位組織HP運営委員会にその旨の申立てを行うことができる。
- 4 当該HP運営委員会の上位組織HP運営委員会は、第1項にいう強行措置決定の是非について審議し、承認するかどうかを決議しなくてはならない。この際、第3項にいう不服申立てがなされている場合は、その理由を十分吟味しなくてはならない。
- 5 当該研究室ページの責任者は、この条にいう各HP運営委員会の決定に関して、最終的には大学HP運営委員会又は広報委員会に不服申立てをすることができる。
- 6 この条のすべての手続において、各委員会と責任者又は発信者は、意見照会及び十分な協議を必ず行い、双方の十分な意思疎通を図るなどできる限り誠実な交渉に努め、特に責任者又は発信者の意見表明の機会を十分保障しなければならない。
- 7 この条にいう強行措置の是非を決定する際には、当該措置を講ずることによつて本学と発信者との間で法律上の争訟が発生する可能性を踏まえた専門的な見地からの十分な検討をも必ず行うものとする。
- 8 この条に関わる手続に関しては、運用指針に従うものとする。

第3節 研究室ページに関する紛争処理

(権利侵害等の申出の受理)

第25条 研究室ページに関する第三者からの権利侵害等の申出があつた場合は、大学HP運営委員会は、対外的交渉を統括し、具体的作業を当該研究室ページを第一次的に管轄するHP運営委員会に適宜指示する。

- 2 当該研究室ページの責任者に前項にいう申出があつた場合は、当該責任者は速やかにその旨を管轄のHP運営委員会に報告しなければならない。
- 3 大学HP運営委員会は、妥当な紛争解決のために最大限誠実に努力する義務を負う。

(事実確認作業)

第26条 前条にいう管轄HP運営委員会は、速やかに正確な事実関係を調査し、

当該責任者又は発信者に対する照会作業を行わなければならないものとする。

- 2 前項にいう照会手続に関しては、運用指針に従うものとする。
(権利侵害性の判断)
- 第27条 管轄HP運営委員会は、前条の調査及び照会結果に基づいて、当該研究室ページのウェブ・コンテンツが、不当な権利侵害等に該当するかどうかを審査する。
 - 2 前項の内容的判断に関しては、運用指針を参照するものとする。
(是正・改善勧告)
- 第28条 当該HP運営委員会は、不当な権利侵害等に該当すると判断した場合、原則として、当該研究室ページの責任者に対して、是正又は改善勧告を行わなければならない。ただし、特段の切迫性又は緊急性があると明白に判断されるような極めて例外的な場合に、正当防衛、緊急避難又は正当業務行為として、リンク消去又はウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることを妨げない。
 - 2 前項にいう勧告に際しては、運用指針の参照箇所等を明示し、当該研究室ページの責任者に対して判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。
 - 3 第1項にいう勧告に際しては、当該HP運営委員会は責任者又は発信者と、意見照会及び十分な協議を必ず行い、双方の十分な意思疎通を図るなどできる限り誠実な交渉に努めなければならない。
 - 4 この条に関わる手続に関しては、運用指針に従うものとする。
(強行措置)
- 第29条 前条までの手続を踏んでもなお、勧告に従った内容の是正又は改善が見られないとき及び紛争状態が解消しないときは、当該管轄HP運営委員会は、協議のうえ、当該研究室ページのリンク消去の措置又は技術的に可能な最低必要限度内でのウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることを決定できる。ただし、これらの強行措置の実行には、当該管轄HP運営委員会の上位組織HP運営委員会の承認を必要とする。
 - 2 前項の措置決定に際しては、この規則の該当条項及び運用指針の参照箇所等を明示し、当該研究室ページの責任者に対して判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。
 - 3 当該研究室ページの責任者は、第1項の措置決定に関して不服のあるときは、当該管轄HP運営委員会の上位組織HP運営委員会にその旨の申立てを行うことができる。
 - 4 当該管轄HP運営委員会の上位組織HP運営委員会は、第1項にいう強行措置決定の是非について審議し、承認するかどうかを決議しなくてはならない。この際、第3項にいう不服申立てがなされている場合は、その理由を十分吟味しなくてはならない。
 - 5 当該研究室ページの責任者は、この条にいう各HP運営委員会の決定に関して、最終的には大学HP運営委員会又は広報委員会に不服申立てをすることができる。
 - 6 この条のすべての手続において、各委員会は責任者又は発信者と、意見照会及び十分な協議を必ず行い、双方の十分な意思疎通を図るなどできる限り誠実な交渉に努め、特に責任者又は発信者の意見表明の機会を十分保障しなければならない。
 - 7 この条にいう強行措置の是非を決定する際には、本学と発信者との間、又は本学と権利を侵害されたとする者との間で、法律上の争訟が発生する可能性を踏まえた専門的な見地からの十分な検討をも必ず行うものとする。

8 大学HP運営委員会は、判断根拠を明示した最終決定を、権利を侵害されたとする者に通知する。

9 この条に関わる手続に関しては、運用指針に従うものとする。

第5章 雑則

(発信者情報の開示請求)

第30条 お茶大ページに関して、第三者から発信者の個人情報の開示を請求されたときは、大学HP運営委員会が、対応を決定する。

2 前項の内容的判断に関しては、運用指針を参照するものとする。

(苦情等の処理)

第31条 原則として、お茶大ページに関する第三者からの問合せや苦情(以下「苦情等」という。)を受理した者は、当該お茶大ページの責任者にその副本を交付し、相当な期限内に、当該ページを管理運営又は第一次的に管轄するHP運営委員会に、当該苦情等の内容に関する報告を行うことを求めるものとする。ただし、別にこの規則に定めるところに該当する事案の場合は、この限りではない。

2 前項にいう報告が求められた場合は、当該お茶大ページの責任者は、当該ページを管理運営又は第一次的に管轄するHP運営委員会に報告しなければならない。

3 大学HP運営委員会は、この条にいう苦情等の処理を統括し、その内容及びそれに対する本学側の回答を、合わせて公開することができる。

(運用指針)

第32条 お茶大ページの運用に関する指針は、別に定める。

2 この規則及び運用指針は、学内で周知徹底させるほか、本学名義で公開される委員会ページに公示する。

(改正手続)

第33条 この規則の改正は、この規則に関わる現行法令等の改正、情報関連分野における技術革新及び規則の内容的不備又は欠陥等が明らかになった場合など、諸般の必要に応じて、大学HP運営委員会で適宜検討する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

○平成15年お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規を次のように定める。

平成15年2月27日

お茶の水女子大学長 本 田 和 子

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規

お茶の水女子大学奨学基金運営内規（昭和41年1月8日制定）の一部を次のように改正する。

第2条の表人間文化研究科奨学基金の項沿革の欄に次の一号を加える。

五 平成15年2月本学教授真島秀行氏が大学院博士後期課程における複合領域科学にかかわる研究を奨励することを目的として本学に寄附す。

同表中

湯浅年子記念特別研究員奨学基金	平成14年5月湯浅年子先生の碑を建てる会（世話人代表 坂井光夫東京大学名誉教授）が本学出身者及び在学生の自然科学の研究を奨励することを目的として本学に寄附す。	本学出身者又は本学に在学する者で、自然科学関係の研究に従事し、その成績顕著な者とする。
-----------------	---	---

」を

湯浅年子記念特別研究員奨学基金	平成14年5月湯浅年子先生の碑を建てる会（世話人代表 坂井光夫東京大学名誉教授）が本学出身者及び在学生の自然科学の研究を奨励することを目的として本学に寄附す。	本学出身者又は本学に在学する者で、自然科学関係の研究に従事し、その成績顕著な者とする。
数学奨学基金	平成15年2月本学教授真島秀行氏が本学出身者及び在学生の数学の研究を奨励することを目的として本学に寄附す。	本学出身者又は本学大学院人間文化研究科博士前期課程及び学部 に在学する者で、数学の成績顕著な者とする。

」に改める。

第5条の表中

湯浅年子記念特別研究員奨学基金	理 学 部 長	理学部の教官1人 ジェンダー研究センターの教官1人 学外学識経験者1人	理学部教官は理学部長が、ジェンダー研究センター教官はセンター長が、学外学識経験者は理学部長が推薦する。
-----------------	---------	---	---

」を

湯浅年子記念 特別研究員奨 学基金	理 学 部 長	理学部の教官 1 人 ジェンダー研究センター の教官 1 人 学外学識経験者 1 人	理学部教官は理 学部長が、ジェ ンダー研究セン ター教官はセン ター長が、学外 学識経験者は理 学部長が推薦す る。
数学奨学基金	理 学 部 長	関係教官 3 人ないし 5 人	関係教官は当該 学部長が推薦す る。

」に改める。

附 則

- 1 この内規は、平成15年 2 月27日から施行する。
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、人間文化研究科奨学基金にあつては、利子が奨学金の資に充てるのに不十分な場合は、当分の間沿革第 5 号に係る基金を限度として、その一部を奨学金に充当することができるものとする。
- 3 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、数学奨学基金にあつては、利子が奨学金の資に充てるのに不十分な場合は、当分の間その基金の一部を奨学金に充当することができるものとする。

人 事

○人事異動

発令年月日	氏 名	官 職 等	異動前の所属・職名
◇退職			
H15. 1. 31	芳村 紀子	退職承認	会計課出納係
H15. 2. 24	松下 雅彦	死亡	総務課職員係長
◇採用			
H15. 1. 1	井神 恵弥	研究協力室研究協力係	
◇配置換			
H15. 1. 20	山崎 智士	会計課出納係	総務課総務係
◇復職			
H15. 1. 1	海田 美香	職務復帰	理学部
◇休職			
H15. 1. 1	濱村 知枝	休職期間更新 期間 平成15年3月31日	(総務課)
H15. 1. 1	松下 雅彦	休職期間更新 期間 平成15年1月31日	(総務課職員係長)
H15. 2. 1	松下 雅彦	休職期間更新 期間 平成15年2月28日	(総務課職員係長)

◎非常勤講師

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
◇採用				
H15.1.1	植木 岳雪	講師 (文教育学部)	H15.3.31	
"	西澤 哲	" (生活科学部)	"	(財) 東京都老人総合研究所研究員
"	千田 智子	" "	"	
"	澤本 和子	" (大学院人間文化研究科)	"	日本女子大学教授
"	酒井 健	" "	"	東京都立大学助手
"	竹内 富士雄	" "	"	京都産業大学教授
"	木部 則雄	" "	"	白百合女子大学助教授
"	吉田 弘道	" "	"	専修大学教授
"	山下 正廣	" "	"	東京都立大学教授
"	関 泰一郎	" "	"	日本大学助教授
H15.2.1	藤岡 淳	" (理学部)	"	日本電信電話(株)主幹研究員
"	田中 啓二	" "	"	(財) 東京都医学研究機構東京都臨床 医学総合研究所副所長
"	飯渕 貞明	" (生活科学部)	"	和洋女子大学教授
"	清水 裕	" "	"	昭和女子大学助教授
"	小口 孝司	" "	"	昭和女子大学助教授
"	柘植 あづみ	" (大学院人間文化研究科)	"	明治学院大学助教授
"	辻本 雅文	" "	"	理化学研究所主任研究員
◇併任				
H15.1.1	藤田 岳彦	講師 (理学部)	H15.3.31	一橋大学教授
"	岡田 典弘	" "	"	東京工業大学教授
"	斎藤 成也	" "	"	国立遺伝子研究所教授
"	衛藤 英男	" (生活科学部)	"	静岡大学教授
"	藤井 恵介	" "	"	東京大学助教授
"	吉田 憲司	" "	"	国立民族学博物館教授
"	倉持 清美	" (大学院人間文化研究科)	"	東京学芸大学講師
"	久保田 俊一郎	" "	"	東京大学教授
"	渡部 徳子	" "	"	東京水産大学教授
"	田中 廣壽	" "	"	東京大学助教授
"	河辺 淳	" "	"	信州大学助教授
H15.2.1	増田 優	" (理学部)	"	東京農工大学教授
"	星野 勝義	" "	"	千葉大学助教授
"	神宮寺 守	" "	"	山梨大学教授
"	内山 真	" (生活科学部)	"	国立精神・神経センター精神保健研究所精 神生理部長
"	當眞 千恵子	" "	"	独立行政法人国立国語研究所研究員
"	椿 真智子	" (大学院人間文化研究科)	"	東京学芸大学助教授
"	加藤 久典	" "	"	東京大学助教授
"	島野 仁	" "	"	筑波大学講師
"	乃万 司	" "	"	九州工業大学教授
"	横山 三紀	" "	"	東京医科歯科大学講師
H15.2.20	立花 和則	" (理学部)	"	東京工業大学助手

◎非常勤職員

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
◇ 採用				
H15.1.1	笠原 章子	教務補佐員 (文教育学部)	H15.3.31	
//	周 媛	ティーチング・アシスタント (大学院人間文化研究科)	H15.2.28	
//	加藤 悠子	教務補佐員 //	H15.3.31	
//	小橋 有子	// //	//	
//	本多 美奈子	// //	//	
//	森田 知佐子	// //	//	
//	味園 知子	// //	//	
//	崔 艳	// //	//	
//	大浦 瑞代	// //	//	
//	工藤 和恵	// //	//	
//	岩村 茜	// //	//	
H15.1.15	梁 明玉	COE 研究員 //	//	
H15.1.16	長谷川 和美	教務補佐員 (ジェンダー研究センター)	//	
H15.1.17	具 軟和	ティーチング・アシスタント (大学院人間文化研究科)	H15.2.28	
//	李 美英	教務補佐員 //	H15.3.31	
H15.2.1	中川 由布	事務補佐員 (学生課)	//	
//	寺島 千歌	// (研究科・学部事務部)	//	
//	成田 麻里子	// (附属図書館)	//	
◇ 退職				
発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
H15.2.4	中川 由布	事務補佐員 (学生課)		
H15.2.14	杉本 みち子	// //		

諸 報

○第7回（第2期第2回）お茶の水女子大学運営諮問会議を開催

第7回お茶の水女子大学運営諮問会議が、去る2月17日に開催され、本田学長の挨拶に続き、現在取りまとめ中の、国立大学法人化に向けたお茶の水女子大学の中期目標・中期計画（案）を中心に議論を進め、それに関して、国際的レベルでの女子教育支援の推進、経営感覚の必要性、外部資金導入の推進等の活発な意見交換がなされた。



○お茶の水女子大学海外留学支援奨学金（奨励留学生）第1回授賞式を開催

本奨学金は、平成14年9月にお茶の水女子大学創立120周年記念事業国際交流振興基金の事業である海外留学支援事業として設立され、海外の先端的研究者との交流・共同研究を通して研究の一層の充実向上のために海外研修を希望する者に奨励留学生として基金からお茶の水女子大学海外留学支援奨学金を授与し、若手女性研究者を支援することを目的として、同年10月から11月にかけて募集を行い、12月に選考し、奨励留学生が決定した。

授与式は、本年1月17日に生活科学部本館2階の大学会議室において、学長、桜蔭会副会長、副学長、選考委員会委員、指導教官が出席し、受賞者である片田江綾子氏に学長から賞状を、桜蔭会副会長から奨学金を授与した。

授与式では学長から、奨学金の設立目的である本学の女性研究者支援の概要説明、受賞者への激励、また、受賞者から奨励留学生としての決意表明、御礼等があった。

また、この他にアジア女性研究者支援事業として設立され、アジアの各地域において活躍する外国人で、リカレント・リフレッシュ研究のために来日研修を希望するものに招聘研究者として基金からお茶の水女子大学アジア女性研究者支援奨学金を授与し、女性研究者を支援することを目的とする奨学金がある。

なお、本事業は平成15年度以降も実施することとしている。



○ 研 修

名 称	実 施 日 時	対 象 者	修 了 者	主 催
第2回関東地区女性職員のためのエンパワメントセミナー（係長級）	平成15年2月12日 ～2月13日	① 国家公務員採用初級試験 中級試験、Ⅲ種試験又はⅡ 種試験により採用された者 又はこれと同等と認められ る者 ② 係長又はこれと同等と認 められる者 ③ 年齢45歳未満の者 ④ 勤務成績が優秀な者	総務課・法規係長 羽根 ひろの	人事院関東事務局
第2回労働基準法・労働組合法特別研修講座	平成15年3月10日 ～3月14日	課長補佐及び係長級の職員	総務課・専門員 上島 正彦	独立行政法人教 員研修センター

○ レクリエーション行事

映画鑑賞

去る、1月から2月にかけて映画鑑賞が行われました。

このレクリエーション行事には、87名が参加し、「T.R.Y」「壬生義士伝」「レッド・ドラゴン」「007/ダイ・アナザー・デイ」「ロード・オブ・ザ・リング/二つの塔」の五作の中から各人が選んだ映画をそれぞれ鑑賞しました。

ミュージカル「マンマ・ミーア！」鑑賞

去る、2月1日(土)・2月8日(土)に四季劇場[海]において、ミュージカル鑑賞が行われました。

このレクリエーション行事には、50名が参加し、劇団四季のミュージカル「マンマ・ミーア！」を鑑賞しました。

演劇「江戸の花嫁」鑑賞

去る、2月15日(土)・2月16日(日)に明治座において、演劇鑑賞が行われました。

このレクリエーション行事には、30名が参加し、明治座公演の演劇「江戸の花嫁」を鑑賞しました。

日 誌

- 1月6日(月) 新年賀詞交歓会
五女子大学コンソーシアム
- 7日(火) 冬期休業終
博士前期課程2月入試
願書受付開始(～10日)
- 8日(水) 専攻長会議
大学入試センター試験監督者説明会
アフガニスタンWG
- 9日(木) セクシュアル・ハラスメント防止
対策委員会
- 10日(金) 理学部拡大計画委員会
留学生センター運営委員会
学長補佐会議
- 14日(火) 主任会議
臨時部局長会議
附属中学校入学検定(抽選)
情報公開委員会
- 15日(水) 教授会
人間文化研究科前期専攻会議
- 17日(金) 大学入試センター試験準備
海外留学支援奨学金授与式
- 18日(土) 大学入試センター試験(～19日)
- 20日(月) ジェンダー研究センター運営委員
会
附属学校教育研究委員会
生活環境研究センター運営委員会
- 21日(火) 博士後期課程3月入試願書
受付開始(～24日)
附属中学校入学検定(第二次受付)
臨時主任会議
課長等連絡会議
附属学校連絡会
部局長会議
五女子大学コンソーシアム
留学生センター運営委員会
- 22日(水) 人間文化研究科後期専攻会議
代議員会
評議会
アフガニスタンWG

- 24日(金) 事務連絡協議会
理学部拡大計画委員会
- 27日(月) 学部願書受付開始(～2月5日)
附属学校委員会
アフガニスタン研修の事前準備に
関する会議
子どもの発達研究センター運営委
員会
- 28日(火) 留学生センター運営委員会
臨時主任会議(生活科学部)
- 29日(水) 予算委員会
臨時主任会議(文教育学部)
- 31日(金) 附属図書館運営委員会
- 2月3日(月) 退官者説明会
学長補佐会議
中東青年招聘プログラムによる女
性訪問団来学
- 4日(火) 後学期末試験・補講日(～7日)
アフガニスタン指導的女子教育者
のための研修プログラム:第一期
(～3月5日)主任会議
学部入試実施委員会
専攻長会議
FD委員会
- 5日(水) 教授会
- 6日(木) 博士前期課程2月入試(～8日)
- 7日(金) 理学部拡大計画委員会
- 10日(月) 後学期末試験・補講日
生活環境研究センター運営委員会
評価委員会
- 12日(水) 後学期末試験・補講日(～14日)
セクシュアル・ハラスメント
防止対策委員会
学生委員会
臨時主任会議(理学部)
- 13日(木) ジェンダー研究センター運営委員
会
国際交流委員会
臨時部局長会議
生活科学部移行計画検討会WG
人間文化研究科前期専攻会議

- 14日（金）代議員会
大学院計画委員会
広報・大学ホームページ・情報公開三委員会合同委員会
- 17日（月）第7回お茶の水女子大学運営諮問会議
後学期末試験・補講日
博士前期課程2月入試合格発表
- 18日（火）COE学内ヒアリング
人間文化研究科後期専攻会議
学務委員会
- 19日（水）中期目標・中期計画に関するヒアリング
人間文化研究科前期専攻会議
主任会議
- 20日（木）第65回教育実務指導研究会
（～21日）
教授会
- 21日（金）保健管理センター運営委員会
代議員会
- 24日（月）附属学校連絡会
学長補佐会議
附属学校教育研究委員会
- 25日（火）学部入試（前期日程）（～26日）
- 27日（木）専攻長会議
部局長会議
評議会
施設計画委員会
- 28日（金）任用に関する調査（人事院関東事務局）